



海域での測量と申請

--水路測量に関する手続き--

海上保安庁海洋情報部



わが国は四方を海に囲まれ、その海から多大な恩恵を受けています。それ故、私たちが海と共存していくためには海について良く知ることが大切なのです。

海について知り得た様々な情報を互いに共有することで、海の姿が見えてくるのです。

海の様子、深さや海岸線などは、自然の力や人の手が加えられ刻々と変化しています。

海岸や海底の様子を調べることを「水路測量」と言います。

水路測量では、目に見えない海底の深さや地形などの測定を行うため、高度な技術と精度の高さを必要とします。

測量して得られたデータなどは大変貴重なものであるため、それらを有効に活用できるよう、「水路業務法」という法律により、許可制度が定められています。



水路測量のうち、**公的経費が投入されている**水路測量は、水路業務法により所定の手続きをとることによって測量作業の重複を避け、公的経費を節減するとともに、その成果を本来の実施目的に使用されるだけでなく、各種の事業に相互利用することができます。

また、**民間の企業が独自に行う**水路測量は、業務の委託を申し込めば、その成果を海図に採り入れることができます。

水路測量の成果は、広く一般に利用されるほか、海上保安庁の発行している**海図や水路通報**などに採用するなど、**海と係わりを持つ多くの人々にさまざまに活用されています。**

水路測量

水路測量とは、「水路業務法」第2条第1項に定めてある

- ・水域の測量及びこれに伴う土地の測量
- ・その成果を航海に利用させるための地磁気の測量

をいいます。

例えば、

その成果を航海に利用させるものはもとより、浚渫、架橋、漁場整備、地震予知研究等に関連した水域の測量も含まれます。

このような水路測量を実施しようとするときには、水路測量許可申請または業務委託申込みが必要です。

水路測量許可申請（水路業務法第6条）

水路測量の費用の一部または全部を、国または地方公共団体が負担している場合には、水路測量許可申請が必要です。

実施を計画している水路測量の許可の流れは、右ページのフローチャートで確認してください。申請の詳細については最寄りの管区海上保安本部海洋情報部にお問い合わせください。

なお、許可申請書は、原則として作業を実施する1ヶ月前までに提出してください。これは許可を行った水路測量について、その区域、期間、その他必要な事項を公示するとともに、必要に応じて水路通報や航行警報に掲載して、海域での測量作業や船舶の安全を確保するなどの手続きをとるための期間として必要なものです。

業務委託申込み（水路業務法第26条）

民間企業が独自に行う水路測量の成果を、海図に採り入れるために海上保安庁職員の立会いを求める手続きです。この水路測量は海図を補正するための基準を満たすように海上保安庁職員が指導・助言を行います。得られた成果は管区海上保安本部海洋情報部で審査を行い、その後海図が補正され船舶の入港等の安全が保たれます。

なお、業務委託申込みには、承認および海上作業の安全を確保するための周知期間を含め概ね40日程度の日数がかかります。

水路測量申請手続きの流れ

手続き開始：START

YES

国又は地方公共団体が
費用の全部又は一部を
負担し又は補助して行
われる水路測量
(水路業務法第6条)

NO

水路測量等を
業務委託する場合
(水路業務法26条)

許可を受ける必要
があります。

水路測量許可申請
5ページへ

許可申請の例示
港湾浚渫確認のための測量
栈橋完成に伴う水路測量
海岸浸食のための測量
漁場造成のための測量
地震予知調査研究のための測量

業務委託の申し込
みをしてください。

10ページへ

[一部について申請を除外]
大学が行う地球物理学、海洋学、
地形学、地質学等の調査及び研究
のための水路測量のほか、下記
のような例があります。

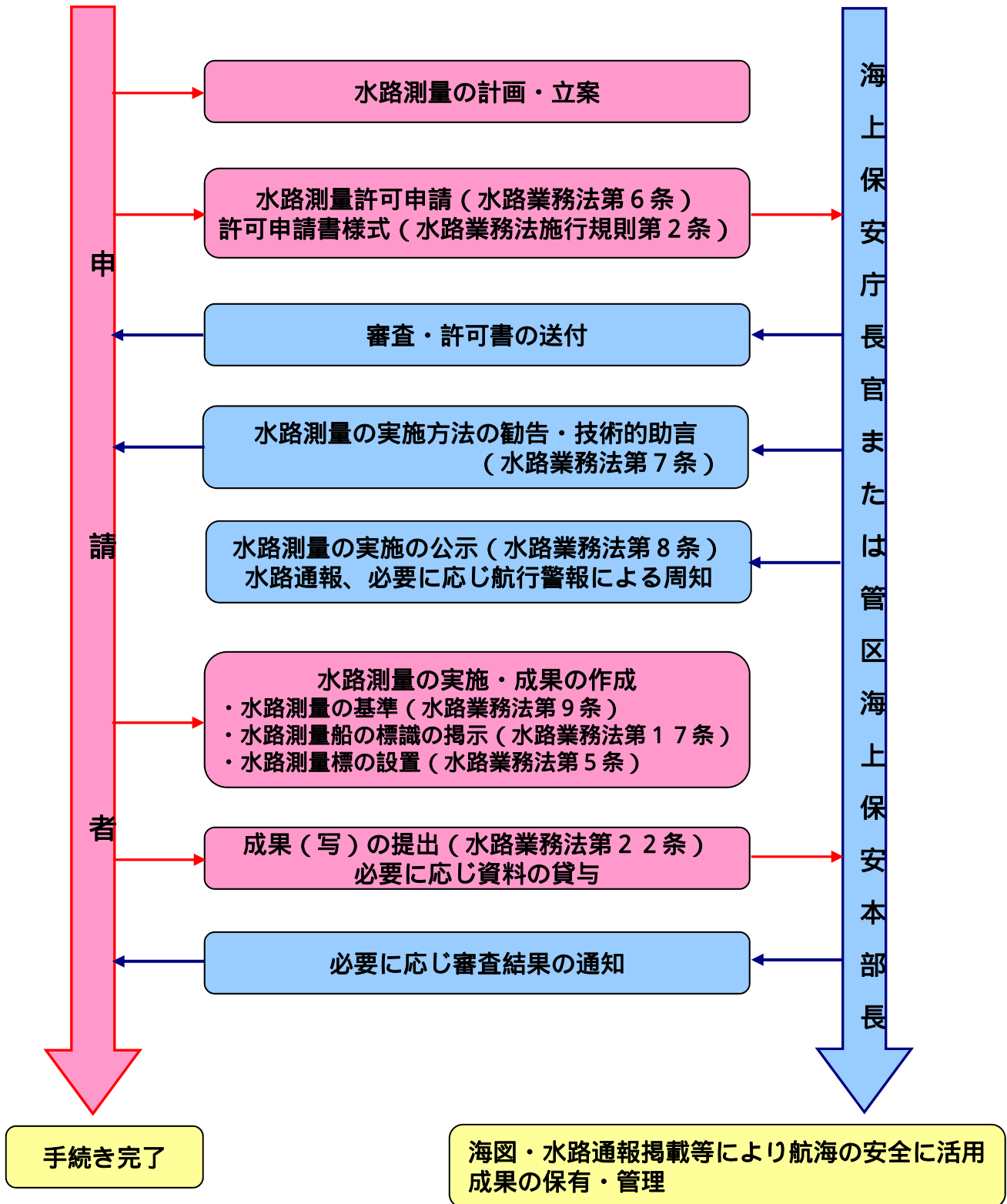
水路測量が除外される例

- 構造物の築造工事の事前調査などで施工後水深データが変化するため使えなくなる場合。
- 浚渫工事に行われる工程管理のための水路測量などで、施工後水深データが変化するため使えなくなる場合。

具体的な計画・立案段階で除外される水路測量なのか、どれくらいの測量精度と成果を要する海域であるかを最寄りの管区海上保安本部海洋情報部にご相談ください。

申請にあたっては最寄りの管区海上保安本部海洋情報部にお問い合わせください。

水路測量許可申請手続き（水路業務法第6条）



水路測量許可申請書の記入要領

許可申請先：水路測量を実施する区域を管轄する管区海上保安本部海洋情報部へ申請してください。ただし、実施する区域が2つ以上の管区海上保安本部管轄海域にまたがる場合は、最寄の管区海上保安本部を経由するか、直接東京の海上保安庁海洋情報部へ申請してください。

提出期限：水路測量実施の**1ヶ月前**までを目途に提出してください。

「住所」、「氏名又は名称」

申請者が法人等である場合には、「住所」にあつては当該法人等の住所を、「氏名又は名称」にあつては当該法人等の名称並びに代表者名の職名及び氏名を記載してください。なお、公印は省略できます。

「1 目的」

水路測量の目的をできるだけ具体的に明記してください。

「2 区域」

水路測量を実施する区域の港名または地名を記載してください。また、当該区域及び周囲の概況を明らかにすることができる適格な縮尺の付図を添付してください。なお、経緯度で測量区域等を表すことができる場合は経緯度値をできるだけ明記してください。

「3 水路測量標の設置の有無」

有りまたは無しを明記してください。水路測量標を設置する場合は、設置の目的、予定場所、水路測量標の種類などを記載してください。

「4 事項」

9つの項目の中から、当該作業で該当する項目にレ印を付してください。（複数可）

「5 測定又は調査の方法」

測定方法、測定機器及び測定機器の精度を記載してください。

（記載例）

（1）灯台その他の物標の標高の場合

GPS（2周波精密測量用）及びトータルステーション（10秒読み）を使用して測定する。

（2）障害物の高さの場合

橋梁の高さは巻尺を用い水面からの直接測定とする。

（3）水深の場合

海上位置の決定方法

- ・経緯儀（3読み）と光波測距儀（4cm / 500m）による一方位一距離法
- ・GPS（RTK：100mm + 2ppm）

・ D G P S (海上保安庁)

測深の方法(測定機器および測定機器の精度)

- ・多素子音響測深機(社製、 型、4素子)、精度(±0.01+水深/1000)m
- ・マルチビーム音響測深機(社製 型)

未測線幅の上限(または測深線間隔)

例1 マルチビーム音響測深機を使用し未測深幅0mで実施する。

例2 測深線間隔10m(未測深幅最大2m)で実施する。

(4) 底質の場合

- ・投鉛を使用して判別を行う
- ・採泥器(スミスマッキンタイヤ)を使用して採取する

(5) 上記(1)~(4)に該当しない場合

項目名を括弧内に記載し、測定方法・測定機器・機器の精度等を記載してください。

「6 期間」

測量を行う区域における水路測量作業期間を記載してください。

会社と作業現場の往復日数は含めないでください。

「7 成果の提出」

「予定期日」には、許可を受けた水路測量で得た成果を提出する年月日を記載し、「形式」には成果の名称・縮尺等を記載してください。また、デジタルデータの場合は、記録媒体・データ処理ソフト・フォーマット形式等も併せて記載してください。

「8 水路測量を計画する機関」

水路測量を計画している機関の名称、代表者の氏名、所在地を記載してください。

「9 水路測量を実施する機関」

水路測量を実施する機関の名称、代表者の氏名、所在地を所定の欄に記載してください。「水路測量作業従事者」には、従事者の氏名、実務略歴、水路測量に関する資格名等を記載してください。

「10 備考」

申請書の各欄に記述することが困難な事項や他に添付書類として提出するものの有無、計画機関の担当者等を記載してください。

申請書提出の際は別途実施計画書等を添付してください。

水路測量許可申請書

年 月 日

殿

住 所：

氏名又は名称：

水路業務法第6条の規定により、下記のとおり水路測量の許可を申請します。

記

1 目的

2 区域

3 水路測量標の設置の有無

4 事項

灯台その他の物標の標高 可航水域の上空にある橋梁その他の障害物の高さ

干出する岩その他の物及び干出堆の高さ 水深 海岸線 低潮線

浮標の位置 底質 その他（ ）

5 測定又は調査の方法

6 期間

7 成果の提出

予定期日

形式

8 水路測量を計画する機関

名称

代表者の氏名

所在地

9 水路測量作業を行う機関

名称

代表者の氏名

所在地

水路測量作業従事者

10 備考

民間企業が独自の水路測量を行う場合は？

水路測量には、国や地方公共団体等が公的経費を用いて行うものや民間企業が独自に行うものがあります。

例えば、民間企業が新しく専用岸壁を造って船を入港させようとする場合、岸壁付近で水路測量を行っただけでは船が安全に入港することはできません。その情報が海図に記載されてはじめて入港が可能になるのです。

海上保安庁では、民間企業が独自に行う水路測量に海上保安庁職員を立会わせて技術指導を行い、その成果を審査することで安全を保証した情報を海図に記載しています。

このため水路業務法第26条に基づく受託業務の手続きが必要になります。

受託業務に伴う海洋情報部職員の派遣は、委託者負担の原則により有償となっております。

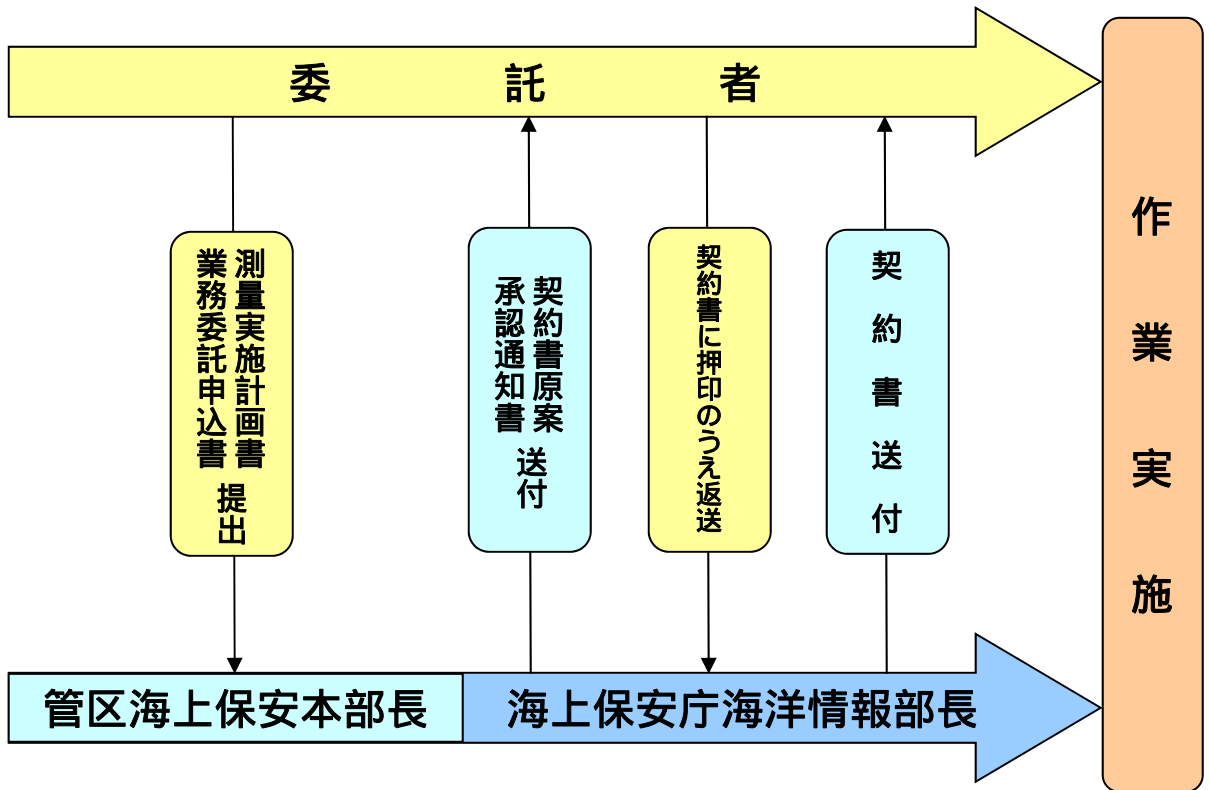
業務委託の手続きについて

業務を海上保安庁に委託しようとする際は、本紙13頁にある業務委託申込書、測量実施計画書等の書類を、水路測量を実施する区域を管轄する管区海上保安本部の長を経由して海上保安庁長官に申し込む必要があります。

業務委託の申込者が代表者でない場合は、委任状が必要となります。委任状の様式等詳細な手続きについては、最寄りの管区海上保安本部海洋情報部又は海上保安庁海洋情報部に早めにご相談下さい。

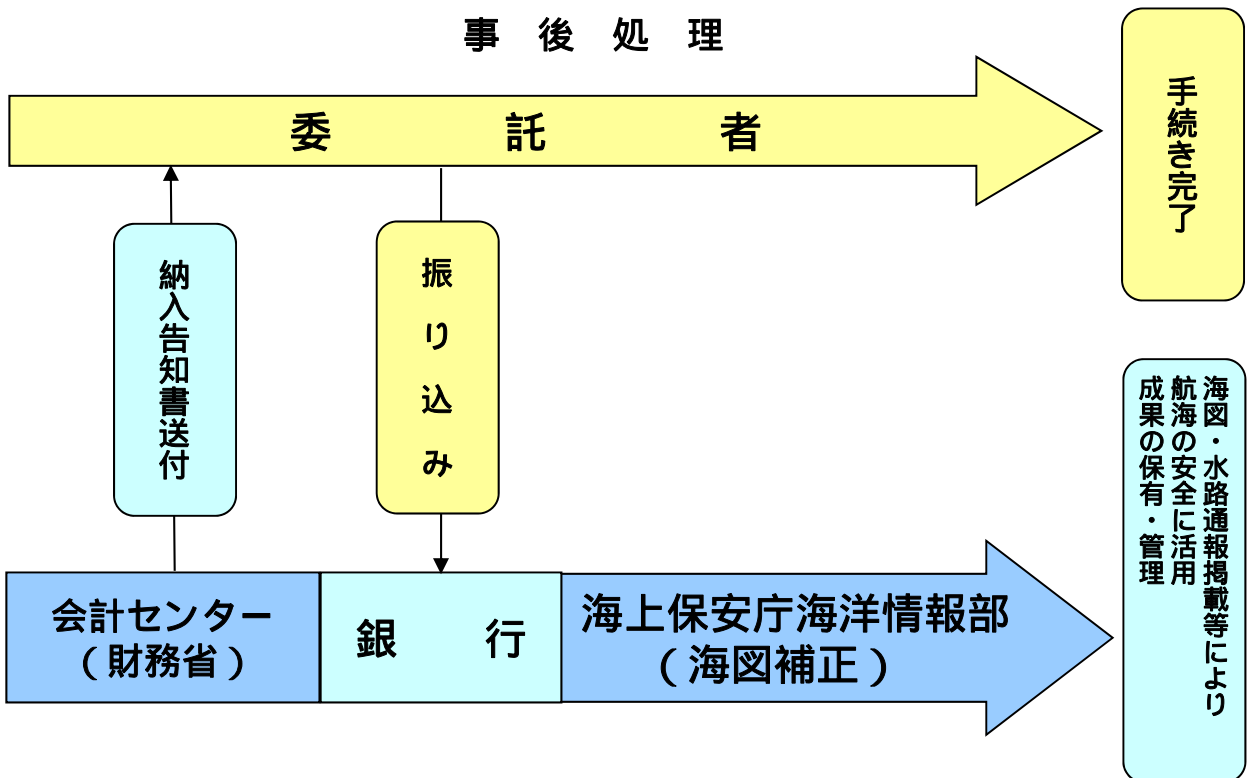
それぞれのケースに応じて、適切なアドバイスをいたします。

業務委託申込み手続き (水路業務法第26条)



業務委託申込書を受領後、承認、周知期間を含め、概ね40日程度かかります。

事後処理



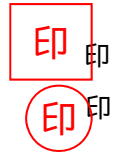
業 務 委 託 申 込 書

水路業務法第二十六条の規定により、下記のとおり水路に関する業務を委託したいので申し込みます。

平成 年 月 日

氏名又は名称
申込者が団体であるときは
その代表者の氏名
住所又は所在地

株式会社
工場長 太郎
県 市 町 番地



海上保安庁長官 殿

委託しようとする 業務の件名	港区 株式会社 工場荷役棧橋完成に伴う水路測量 (技術指導)
業務委託期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
業務の内容	港区 株式会社 工場荷役棧橋完成に伴う水路測量 (技術指導)
成果の使用目的	海図補正資料
備考	測量実施機関 測量株式会社

業務委託申込書 記入要領

- ・ 申込書の様式は、本紙 14 頁の様式で作成して下さい。
- ・ 委託しようとする業務の件名の欄には、 の水路測量（技術指導）等と記入して下さい。
- ・ 「業務委託期間」の欄には、申込者が委託を希望する期間を記入して下さい。
- ・ 「業務の内容」の欄には、 に伴う水路測量（技術指導）と記入して下さい。
- ・ 「成果の使用目的」の欄には、その業務によって得られた成果を何に使用するかについて記入して下さい。
- ・ 「備考」の欄には、受託者の業務上参考となる事項等を記入して下さい。
- ・ 測量実施計画書など作業について詳細に記載されている書類を添付してください。

申込書は、本紙 14 頁のコピー又はワープロ等で作成したものを使用しても構いません。

申込者の氏名が代表者名でない場合は、委任状が必要となります。なお、委任状には受任者使用印の押印が必要です。

委任状の様式やその他必要な書類などご不明な点については、申込書を提出する管区海上保安本部海洋情報部にお訊ね下さい。

業 務 委 託 申 込 書

水路業務法第二十六条の規定により、下記のとおり水路に関する業務を委託したいので申し込みます。

年 月 日

氏名又は名称
申込者が団体であるときは
その代表者の氏名
住所又は所在地

印

印

海上保安庁長官 殿

委託しようとする 業 務 の 件 名	
業 務 委 託 期 間	
業 務 の 内 容	
成 果 の 使 用 目 的	
備 考	

水路業務法（抜粋） 昭和25年4月17日 法律第102号

最終改正...平成19年6月6日法律第77号

（目的）

第1条 この法律は、水路測量の成果その他の海洋に関する科学的基礎資料を整備し、もって海空交通の安全の確保に寄与するとともに、国際間における水路に関する情報の交換に資することを目的とする。

（水路測量）

第2条 この法律において「水路測量」とは、水域の測量及びこれに伴う土地の測量並びにその成果を航海に利用させるための地磁気の測量をいう。

2 前項の規定は、土地の測量について測量法（昭和24年法律第188号）の適用を妨げるものと解釈してはならない。

（水路図誌）

第4条 この法律において「水路図誌」とは、海図、水路誌、潮汐表、灯台表、航用諸暦及びその他の水路に関する図誌をいう。

（水路測量標）

第5条 この法律において「水路測量標」とは、海上保安庁又は第6条の規定により許可を受けた者が水路測量又は海象観測のために設置する標識をいう。

2 水路測量標の種類及び形状は、国土交通省令で定める。

（海上保安庁以外の者が実施する水路測量）

第6条 海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。但し、学術上の目的をもって行う測量、局地的な測量等について国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

* 国土交通省令で定められた許可を要しない測量については、本紙4頁のフローチャートを参考にして下さい。

（水路測量の実施方法の勧告）

第7条 海上保安庁長官は、必要があると認めるときは、前条の規定により許可を受けた者に対し、水路測量の実施方法につき勧告をすることができる。

（水路測量の実施の公示）

第8条 海上保安庁長官は、水路測量を実施しようとするときは、あらかじめその区域、期間その他必要な事項を公示しなければならない。第6条の規定による許可をしたときも同様とする。

（水路測量の基準）

第9条 海上保安庁又は第6条の許可を受けた者が行う水路測量は、経緯度については世界測地系に、標高及び水深その他の国際水路機関の決定その他の水路測量に関する国際的な決定に基づき政令で定める事項については政令で定める測量の基準に、それぞれ従って行わなければならない。ただし、専ら外国政府のために行う水路測量その他の世界測地系に従って行うことが適当でないものとして国土交通省令で定める水路測量は、世界測地系に代えて国土交通省で定める経緯度に関する測量の基準に従って行うことができる。

2 前項の「世界測地系」とは、地球を次に掲げる要件を満たす扁平な回転楕円体であると想定して行う地理学的経緯度の測定に関する測量の基準をいう。

一 その長半径及び扁平率が、地理学的経緯度の測定に関する国際的な決定に基づき政令で定める値であるものであること。

二 その中心が、地球の重心と一致するものであること。

三 その短軸が、地球の自転軸と一致するものであること。

政令で定められた測量の基準は、以下のとおりです。

- ・ 標高は、平均水面からの高さ
- ・ 干出岩及び干出たいは、最低水面からの高さ
- ・ 水深は、最低水面からの深さ
- ・ 海岸線は、水面が最高水面に達した時の陸地と水面の境界
- ・ 平均水面、最高水面及び最低水面の高さは、海上保安庁長官が公示するところによる。

(資料又は報告の提出の要求)

第10条 海上保安庁長官は、特に必要があるときは、地方公共団体その他港湾施設の管理者に対し、その管理する港湾施設の状況について資料又は報告の提出を求めることができる。

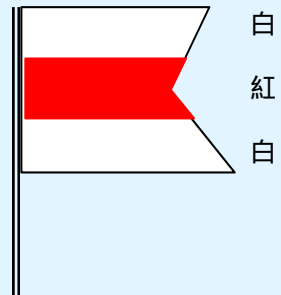
(水路測量標及び測量船の保全)

第16条 何人も、正当な理由がないのに、水路測量標を毀損し、移転し、その他水路測量標の効用を害する虞のある行為をしてはならない。

罰則 本法第28条

第17条 海上保安庁又は第6条の規定により許可を受けた者の船舶は、水路測量又は海象観測を行う場合には、国土交通省令で定める標識を掲げなければならない。

国土交通省令で定める標識は右図のとおりです。



第18条 船長は、船舶を、正当な理由がないのに前条の標識を掲げる船舶に著しく接近させて航行させてはならない。

罰則 本法第29条第2号

(水路関係事項の通報)

第19条 港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生ずる工事をする者は、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

(成果の公表)

第21条 海上保安庁長官は、水路測量又は海象観測を実施して成果を得たときは、これを公表しなければならない。

(成果の提出)

第22条 第6条の規定により許可を受けた者が、水路測量を実施して成果を得たときは、遅滞なく、その写を海上保安庁長官に提出しなければならない。

第23条 海上保安庁以外の者は、その実施する海象観測により、海上保安庁の発行した水路図誌に記載されている事象と著しく異なる事象を発見したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

(水路に関する業務の受託)

第26条 海上保安庁は、その業務の遂行に支障のない限り、一般の委託により、水路測量及び海象観測並びにこれらに関連する図誌の作製、編修又は印刷を行うことができる。

第28条 第16条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者
- 二 第18条の規定に違反した者
- 三 第24条又は第25条第1項の規定により承認又は許可を受けなければならない事項を承認又は許可を受けないでした者

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第3号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

水路測量を行う水域の区分について

水路測量における測定又は調査の方法に関する告示（抜粋）

（平成14年4月1日 海上保安庁告示第102号）

（最終改正年月日 平成21年3月31日 海上保安庁告示第110号）

水域の区分	水 域
特 級	水深が100メートル以浅で、次の各号のいずれかに該当する水域のうち、海上保安庁長官が海上の安全を確保するため特に必要と認めて指定する水域 1 港則法（昭和23年法律第174号）第12条に規定する航路及びその付近 2 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号八に規定する水域施設及びその付近 3 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第1号に規定する水域施設及びその付近、又は同法第2条第8項に規定する開発保全航路及びその付近 4 海上交通安全法（昭和47年法律第115号）第2条第1項に規定する航路及びその付近 5 しゅんせつ、障害物の撤去その他の水底に変化を及ぼす行為を行った水域及びその付近
一 a 級	水深が100メートル以浅で、前項水域の欄第五号に該当する水域（特級の水域を除く。）
一 b 級	水深が100メートル以浅の水域（特級又は一 a 級に該当するものを除く。）
二 級	水深が100メートルを超える水域

具体的な調査方法及び基準については、海上保安庁海洋情報部ホームページをご覧ください。最寄の管区海上保安本部海洋情報部へお問い合わせ下さい。

URL : <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/>

第二管区

管区本部等配置図
(平成23年4月現在)

● (Blue)	管区海上保安本部	11
● (Red)	海上保安(監)部	69
● (Green)	海上保安署	60

第三管区



第十管区

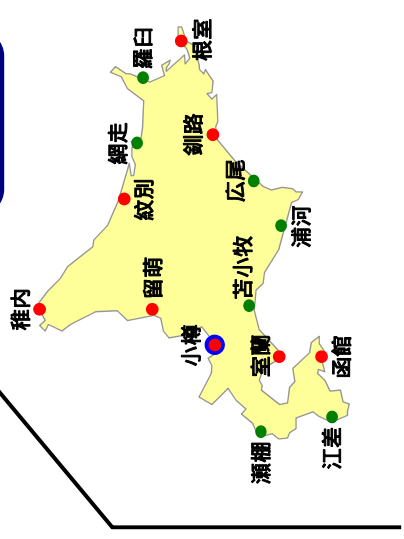


第十一管区



第三管区

第一管区



第九管区

第四管区

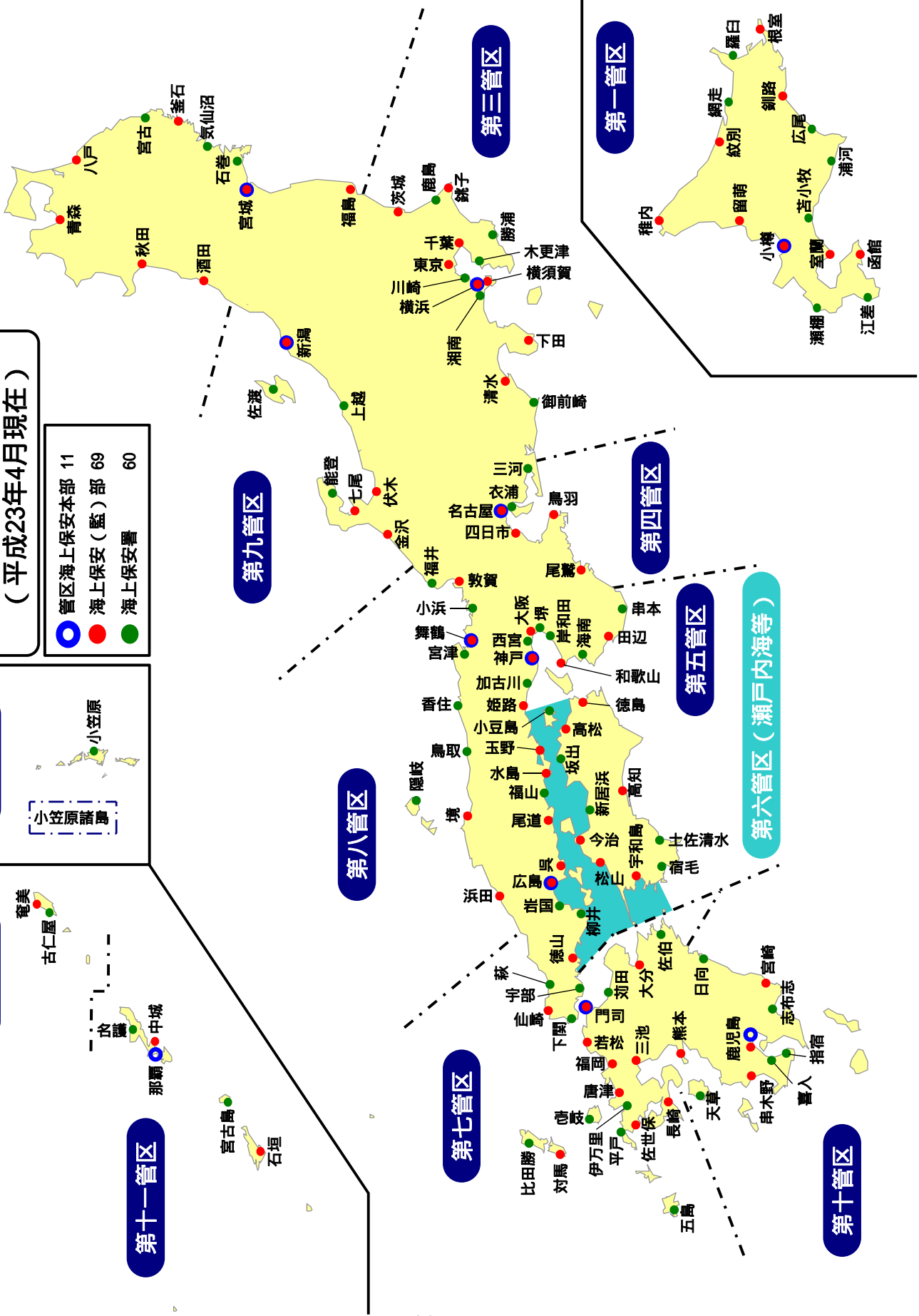
第五管区

第六管区 (瀬戸内海等)

第八管区

第七管区

第十管区



水路測量許可等に関する問い合わせは、下表に掲げてある管区海上保安本部海洋情報部又は海上保安庁海洋情報部までお願いします。
(平成24年4月現在)

名 称	住所及び電話番号等
第一管区海上保安本部 海洋情報部監理課	〒047-8560 北海道小樽市港町5 - 2 TEL 0134 - 27 - 0118 (代) http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/
第二管区海上保安本部 海洋情報部監理課	〒985-8507 宮城県塩釜市貞山通3 - 4 - 1 TEL 022 - 363 - 0111 (代) http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN2/
第三管区海上保安本部 海洋情報部監理課	〒231-8818 神奈川県横浜市中区北仲通5 - 5 7 TEL 045 - 211 - 1118 (代) http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN3/
第四管区海上保安本部 海洋情報部監理課	〒455-8528 愛知県名古屋市港区入船2 - 3 - 12 TEL 052 - 661 - 1611 (代) http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN4/
第五管区海上保安本部 海洋情報部監理課	〒650-8551 兵庫県神戸市中央区波止場町1 - 1 TEL 078 - 391 - 6651 (代) http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/
第六管区海上保安本部 海洋情報部監理課	〒734-8560 広島県広島市南区宇品海岸3 - 10 - 17 TEL 082 - 251 - 5111 (代) http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/
第七管区海上保安本部 海洋情報部監理課	〒801-8507 福岡県北九州市門司区西海岸1 - 3 - 10 TEL 093 - 321 - 2931 (代) http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN7/top.htm
第八管区海上保安本部 海洋情報部監理課	〒624-8686 京都府舞鶴市字下福井901 TEL 0773 - 76 - 4100 (代) http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN8/
第九管区海上保安本部 海洋情報部監理課	〒950-8543 新潟県新潟市中央区万代2 - 2 - 1 TEL 025 - 245 - 0118 (代) http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN9/
第十管区海上保安本部 海洋情報部監理課	〒890-8510 鹿児島県鹿児島市東郡元町4 - 1 TEL 099 - 250 - 9800 (代) http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN10/
第十一管区海上保安本部 海洋情報監理課	〒900-8547 沖縄県那覇市港町2 - 11 - 1 TEL 098 - 867 - 0118 (代) http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN11/
海上保安庁海洋情報部 技術・国際課	〒135-0064 東京都江東区青海2 - 5 - 18 TEL 03 - 5500 - 7122 (代)